平成２２年（フ）第２９２７号
大阪市平野区喜連東１丁目３番11―204号
債務者　水谷廣一郎
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９４８号
大阪市旭区大宮１丁目16番19号ドリーム大宮304号
債務者　岩下　貴彦
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９９３号
大阪府門真市末広町１番29号
債務者　成瀬　昭子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９９９号
大阪市淀川区十三本町３丁目６番３―903号
債務者　赤尾　眞二
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１５号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
債務者　中林　和彦
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０６１号
大阪府茨木市太田１丁目２番10号
債務者　山本　五夫
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０７０号
大阪府豊中市曽根西町１丁目２番18―503号
債務者　二宮　清美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０８８号
奈良県香芝市旭ケ丘５丁目11番地の10
債務者　佐竹　光代
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０９７号
大阪市生野区巽南４丁目９番18―701号
債務者　新井玉子こと　許　　任玉
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１００号
大阪府東大阪市中小阪４丁目２番２―203号、住民票上の住所大阪府東大阪市新上小阪11番20号　府営住宅427号
債務者　本村麻衣子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７号
香川県小豆郡小豆島町蒲野3227番地15町営谷尻住宅105号
債務者　石黒　悟史
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３号
香川県高松市太田下町3005番地17
債務者　木村まき子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８号
長崎県五島市籠淵町2355番地１
債務者　野口　智子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第５０号
北海道小樽市高島５丁目９番335号
債務者　杉村　正義
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第７７号
北海道小樽市清水町30番２号
債務者　瀧澤　博美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８４号
北海道苫小牧市東開町４丁目４番８―202号
債務者　荒井　照子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４５５号
仙台市宮城野区福田町２丁目21番20号　サンハイツ荘司101
債務者　牛山　竜介
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
宮城県岩沼市相の原３丁目２番1741号
債務者　高橋　和弘
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係